一般競争入札について次のとおり公告します。

令和7年10月21日

川崎市交通事業管理者 交通局長 水 澤 邦 紀

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1)件 名 デンソー製冷房機器修理(53両)
- (2)履行場所 局指定場所
- (3)履行期間契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4)業務概要 バス車両に装着する自動車冷房機器 (デンソー製) 修理契約
- 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなり ません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に 該当しないこと。
- (2) 令和7・8年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に 、業種「自動車」、種目「自動車修理」、ランク「A」で登録されてい ること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなり ません。

- (1) 提出書類
 - 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 田中

電話 044-200-3228

(3)提出期間

令和7年10月21日から令和7年10月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の入手方法

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和7年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
 - 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和7年

- 11月5日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部運輸課車両係 白石

電話 044-200-3241

- 7 一般競争入札参加資格の喪失
 - 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1)入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア郵送

- (ア) 提出期限 令和7年11月12日 必着
- (イ)宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア)提出期間一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和7年11月12日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日を除

< 。)

- (イ)提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階 川崎市交通局企画管理部経理課長
- (3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年11月14日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効と します。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

- 10 その他
- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市

条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加 者心得等の定めるところによります。

- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2) の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2) に同じです。